

# 令和4年度 釧路北部消防事務組合消防職員採用資格試験要領

令和5年度釧路北部消防事務組合消防職員として、消防業務に従事する職員の採用資格試験を次のとおり実施します。

## 1. 受験資格

### (1) 消防業務従事職員（消防士）

- ① 弟子屈町、標茶町、鶴居村の勤務地に居住し、若しくは居住可能な者。
- ② 視力は矯正視力を含み両眼で0.7以上、かつ一眼でそれぞれ0.3以上、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。
- ③ 聴力が左右ともに正常であること。  
(障害者の雇用の促進に関する法律第38条第1項の規定により適用除外)
- ④ 言語、応答が明瞭で十分な発声ができる者。
- ⑤ 高等学校卒業者(令和5年3月卒業見込者を含む。)又は、これと同等以上の学力を有する者。
- ⑥ 身体に職務遂行上支障がないこと。
- ⑦ 普通自動車運転免許(AT車限定不可)を有しているか又は取得予定の者、且つ採用後自費により大型自動車運転免許を取得できる者。

### (2) 年令資格

1997年(平成9年)4月2日以降に生まれた者。

### (3) 欠格条項

日本国籍を有しない者又は地方公務員法第16条の各号のいずれかに該当する者は受験できません。

地方公務員法第16条(抜粋)

- 第16条 次の各号の一に該当する者は、職員となり、又は競争試験を受けることができない。
- 1 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
  - 2 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
  - 3 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
  - 4 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

## 2. 採用予定者数 若干名

## 3. 採用予定時期 令和5年4月以降

## 4. 試験期日及び試験の方法

- (1) 第1次試験日 令和4年10月23日(日曜日) 午前9時から午後1時まで  
教養試験・適性検査・小論文
- (2) 第2次試験日 令和4年11月予定(第1次試験合格通知書で指定します。)  
体力測定・面接

## 5. 試験場所

釧路北部消防事務組合 消防本部(川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号)

## 6. 合格通知

第1次試験は合格者のみ、第2次試験は受験者全員に可否を文書で通知します。

## 7. 合格から採用まで

試験合格者は採用予定登録者名簿に登載され、名簿に登載された者の中から任命権者が採用者を決定します。(この名簿は原則1年間有効です。)

## 8. 受験手続

- (1) 受験希望者は、所定の受験申込書に必要な書類を添付して下記に提出して下さい。

釧路北部消防事務組合 消防本部  
〒088-3215 川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号

- (2) 受験申込受付期間

**令和4年9月8日(木)から令和4年10月6日(木)まで(必着)**

(郵送の場合は、10月6日までの消印のあるものに限る。)

- (3) 受験申込書の請求

受験申込書用紙は、釧路北部消防事務組合消防本部又は各消防署で直接交付を受けるか、郵便で消防本部へ請求して下さい。郵便で請求する場合は、返信用封筒(角2サイズ240mm×332mm)に120円切手を貼りあて先を明記したものを同封して下さい。

また、下記のホームページからもダウンロードできます。

消防本部 (<http://kushirohokubu.com/>)

標茶消防署 (<http://www.town.shibecha.hokkaido.jp/~sfsma/>)

鶴居消防署 (<http://www.tsuru119.org/>)

## 9. 提出書類

- (1) 自筆受験申込書(甲・乙) **1通(両面または片面各1通可)**(当組合指定様式に最近3ヶ月以内に撮影した脱帽、正面上半身、縦4cm×横3cmの写真を添付)
- (2) 最終学校の卒業証明書(又は卒業見込証明書) **1通(本人開封無効)**
- (3) 最終学校の成績証明書 **1通(本人開封無効)**
- (4) 自動車運転免許証を取得している者は、その写し **1通**
- (5) 救急救命士有資格者については、合格証の写し **1通**

**※ 上記提出書類に不備がある場合は、受験票を送付できませんので確認の上、提出して下さい。**

## 10. 受験についての問合せ

釧路北部消防事務組合 消防本部総務課(電話 015-482-3276)

※ 問合せ時間

午前8時45分から午後5時15分(但し、土曜・日曜・祝祭日を除く。)

又は、下記消防署へ問い合わせ下さい。

### 弟子屈消防署

〒088-3215 川上郡弟子屈町美里3丁目8番1号(電話 015-482-2073)

### 弟子屈消防署川湯支署

〒088-3465 川上郡弟子屈町川湯温泉3丁目2番10号(電話 015-483-2216)

### 標茶消防署

〒088-2301 川上郡標茶町旭4丁目6番2号(電話 015-485-2021)

### 鶴居消防署

〒085-1203 阿寒郡鶴居村鶴居西3丁目24番地(電話 0154-64-2344)



## 救助隊

災害現場で人命救助にあたります。高度な知識と技術、また特殊な資機材装備を駆使し、火災や交通事故、自然災害等あらゆる災害で、助けを待つ人に手を差し伸べます。

## 消防隊

火災が発生すると、いち早く現場に出動し、消火活動を行います。火災現場では、他の隊と連携しながら活動を行い、火災の被害を最小限に抑えます。また、自然災害などの対応も重要な任務です。

## 救急隊

急病、事故、災害等の救急現場に急行し傷病者に適切な処置を行いながら、医療機関まで迅速に搬送します。医療資格を持つ救急救命士は、医師の指示のもと必要な応急処置を行います。

# 釧路北部消防事務組合消防本部